

学校法人北里研究所と同時発表しています。

令和2年8月28日
政策企画局

東京都と北里研究所との新型コロナウイルス感染症対策に関する 連携協定の締結について

このたび、東京都と学校法人北里研究所との間において、「新型コロナウイルス感染症対策に関する連携協定」を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 協定の目的

本協定は、新型コロナウイルス感染症から都民の命と健康を守り、まん延防止等のための対策をより効果的に推進するため、東京都と北里研究所が相互に連携・協力することを目的とする。

2 協定の内容

新型コロナウイルス感染症にかかる調査分析・研究開発の推進、調査・研究成果の発信、人材育成及び普及啓発その他本協定の目的を達成するために必要な取組について連携・協力して進めるものとする。

3 協定締結日

令和2年8月28日

<問い合わせ先>

政策企画局政策調整部政策調整課 大塚
内線 21-321 直通 (03)5388-2193

新型コロナウイルス感染症対策に関する連携協定書

東京都（以下「甲」という。）と学校法人北里研究所（以下「乙」という。）は、新型コロナウイルス感染症対策について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、新型コロナウイルス感染症から都民の命と健康を守り、まん延防止等のための対策をより効果的に推進するため、甲及び乙が相互に連携・協力することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、新型コロナウイルス感染症にかかる調査分析・研究開発の推進、調査・研究成果の発信、人材育成及び普及啓発その他本協定の目的を達成するために必要な取組について連携・協力して進めるものとする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、甲乙協議のうえ更新できるものとする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項で必要が生じた場合には、その都度、協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年8月28日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
東京都知事 小池 百合子

乙 東京都港区白金五丁目9番1号
学校法人北里研究所
理事長 小林 弘祐